

JAPAN PATENT ATTORNEYS ASSOCIATION

3-4-2, KASUMIGASEKI CHIYODA-KU, TOKYO 100-0013, JAPAN

TEL. 81-3-3581-1211 FAX. 81-3-3581-9188

<http://www.jpaa.or.jp/english/index.html>

Via email

2011年11月18日

中国国家知识产权局
田力普局长

有关《专利标识标注方式的规定草案》的意见

尊敬的局长先生：

我们日本辨理士会是由 9,000 多名辨理士组成的团体。在日本，辨理士以代理全盘知识产权业务为职业。我们对《专利标识标注方式的规定草案》第 6 条和第 8 条提出如下意见。

一、第 6 条につき、以下の下線部のとおり第 2 項を追加すべきである。第 6 条には外国での特許等出願や PCT 国際出願についての規定がないので、明文規定することが必要と考えるからである。

《专利标识标注方式的规定（草案）》

第六条

专利权被授予前在产品、产品包装上标注专利申请号的，应当采用中文标注专利申请的类别并附加“专利申请号”字样，并如实说明该专利申请尚未授权。

第 2 項 外国の出願番号又は国際出願番号を表記する場合には、出願種別（特許、実用新案、意匠）と共に、「○○国出願番号」又は「国際出願番号」と表示する。

二、同第 8 条につき、以下の下線部のとおり第 2 項を追加すべきである。处罚の前に反論する機会を与えるべきである。

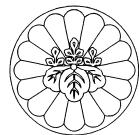
第八条

专利标识的标注不符合本规定的，由管理专利工作的部门依照专利法实施细则第八十三条责令其限期改正。

第 2 項 是正命令を受けた者は、指定された期間内に、是正又は反論を行うことができる。

敬礼

日本弁理士会
会長 奥山尚一



Page 2 of 2
September 14, 2011